

# 機能強化計画の進捗状況(要約)【言金版】

## 1.15年4月から17年3月までの全体的な進捗状況

### 中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1 創業・新事業支援機能等の強化

経営革新法「支援担当者やリエゾンオフィサーを設置し、政府系金融機関との業務連携や中小企業支援センターとの連携を深めるなどの活動を行いました。その成果の一つとして中小公庫との連携で京信第1回CLOを取組むことができました。その他、産学官の連携では、平成16年5月に第1回「京信産学公交流フォーラム」、同年10月「京都ロボットフォーラム」、平成17年2月「産学公「税」交流フォーラム」と3回の交流フォーラムを開催しました。

#### 2 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

企業再生支援課を中心に経営相談や支援機能を強化してきました。事業再生支援をより強力に支援する為に、人材育成という観点からは、昨年に引き続き企業金融塾を継続・充実させました。経営情報やビジネスマッチングの提供の場として、平成16年9月に開設した「京信JOC」のホームページ上にあるビジネスマッチングコーナー「知恵」を活用し、平成17年1月に発売した税理士との連携を強化した「税理士顧問先サポートローン」を活用するなど、事業シーズと企業ニーズを結びつけるお手伝いを行いました。

#### 3 早期事業再生に向けた積極的な取組み

様々な再生手法がある中で企業のニーズに合った手法を取り入れた結果、財務制限条項付融資やDDSについて実績をあげる事ができました。その他にもターンアラウンドスペシャリストの育成や中小企業再生支援協議会の活用等、早期事業再生に向け積極的に取組みました。

#### 4 新しい中小企業金融への取組み強化

多様な企業ニーズに応え、新しい中小企業金融への取組み強化のため、財務制限条項付融資やスコアリングモデルを活用してきました。スコアリングシステムを活用した無担保・第三者保証不要のスピードローン「サット」を平成16年9月に発売し、チェックリストを活用した「税理士顧問先サポートローン」を平成17年1月に発売しました。また、中小公庫と提携したCLOも取組みました。

#### 5 お客様への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

お客様への説明態勢という点では、契約書等書式を改訂し、説明態勢を確立するなど平成16年度中に態勢が整い、平成17年度より運用を開始しました。また地域金融円滑化会議に積極的に参加し、従来コンプライアンス部にて対応してきた苦情対応・処理の専任化を図る為、平成16年7月に「お客様相談室」を業務部内に設置し相談・苦情処理機能の強化を図り、その内容を全員に徹底するなど体制の強化に努めました。

### 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

法令遵守した適切な自己査定や、事例を踏まえた合理的な不動産評価を行うといった従来からの一貫した姿勢を継続しながらも、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に沿って常に適正化を図っています。ガバナンス強化という点では、総代会の仕組みや選考方法をディスクロージャー誌でわかりやすく図表を交えて説明しています。また、地域貢献に関する情報開示についても、ディスクロージャー誌やホームページでわかりやすく公表しています。コンプライアンスという点では従来より社内研修を積極的に行い、外部資格についても積極的に参加しています。平成17年3月現在コンプライアンスオフィサー2級認定試験合格者は873名、個人情報保護オフィサー認定試験合格者は399名に上っています。今後も積極的な参加によりレベルの維持・向上に努めていきます。

# 機能強化計画の進捗状況 (要約)【言金版】

## 2.16年10月から17年3月までの全体的な進捗状況

### 中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1 創業・新事業支援機能等の強化

平成15年度に設置した「経営革新法」支援担当者やリエゾンオフィサーを中心に、政府系金融機関との業務連携や中小企業支援センターとの連携を深めるなどの活動を行いました。その成果の一つとして中小公庫との連携で京信第1回CLOを取組むことができました。その他産学官の連携では平成16年10月「京都ロボットフォーラム」、平成17年2月「産学公「税」交流フォーラム」と交流フォーラムを開催しました。

#### 2 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

企業再生支援課を中心に経営相談や支援機能を強化してきました。人材育成という観点からは、企業金融塾を行い、平成17年1月には税理士との連携を強化した「税理士顧問先サポートローン」を発売するなど、事業シーズと企業ニーズを結びつけるお手伝いを行いました。

#### 3 早期事業再生に向けた積極的な取組み

様々な再生手法がある中で企業のニーズに合った手法を取り入れた結果、財務制限条項付融資やDDSについて実績をあげる事ができました。その他にもターンアラウンドスペシャリストの育成の為に、職員をコンサルティング会社に派遣したり、中小企業再生支援協議会を活用したり、早期事業再生に向け積極的に取組みました。

#### 4 新しい中小企業金融への取組み強化

多様な企業ニーズに応え、新しい中小企業金融への取組みを強化してきました。「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を活用した「税理士顧問先サポートローン」を平成17年1月に発売しました。また、中小公庫と提携したCLOを54社の企業に総額905百万円の証券化を目的とした融資を取組みました。

#### 5 お客様への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

お客様への説明態勢という点では、契約書等書式を改訂し、説明態勢を確立するなど平成16年度中に態勢が整い、平成17年度より運用を開始しました。また地域金融円滑化会議に積極的に参加し、従来コンプライアンス部にて対応してきた苦情対応・処理の専任化を図る為、平成16年7月に「お客様相談室」を業務部内に設置し相談・苦情処理機能の強化を図り、その内容を全員に徹底するなど体制の強化に努めました。

### 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

法令遵守した適切な自己査定や、事例を踏まえた合理的な不動産評価を行うといった従来からの一貫した姿勢を継続しながらも、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に沿って常に適正化を図っています。ガバナンス強化という点では、総代会の仕組みや選考方法、また、地域貢献に関する情報開示についても、ディスクロージャー誌やホームページでわかりやすく公表しています。コンプライアンスという点では従来より社内研修を積極的に行い、外部資格についても積極的に参加しています。平成17年3月現在コンプライアンスオフィサー2級認定試験合格者は873名、個人情報保護オフィサー認定試験合格者は399名に上っています。今後も積極的な参加によりレベルの維持・向上に努めていきます。

## 3.計画の達成状況

当初の計画通りすべての項目において、概ね達成する事が出来ました。

## 4.計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

リレーションシップバンキングの機能強化計画については、当初より役職員全員が認識し、積極的に取組んできた結果、計画通り概ね達成できたと考えています。しかし、具体的成果が顕在化するまで時間がかかるものや、まだまだ創意工夫できるものもたくさんある為、今後も引き続き推進を図っていくものです。そして、平成17年度よりスタートする「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を通して、地域の皆様の信頼に応え、魅力あるサービスの提供と店舗づくりを目指してまいります。

機能強化計画の進捗状況(要約)【信金版】

(別紙様式3)

5.アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
.中小企業金融の再生に向けた取組み						
1.創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	新事業支援融資を審査する企業金融部の機能強化と総合的な支援サービスの提供を行います。	経営革新法等申請支援担当者、の新設と各地の中小企業支援センターと連携します。	企業実査プログラムの整備と事後モニタリング実査を試行の後に本格稼働させます。	15年9月に「経営革新法」等、申請支援担当者を2名新設し、その機能増進を図るために、京都府中小企業総合センターの経営革新法および創造法の申請説明会に参加しました。また、申請支援担当者を中心に中小公庫・国金等の政府系金融機関との連携、各大学・エソソフイスとの連携を行うとともに融資案件の事前実態調査等を行いました。平成16年3月に中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工中央金庫と業務連携、協力に関する覚書を締結しました。平成16年12月独立行政法人福祉医療機構と老人福祉施設の建設に係る協調融資の覚書を締結しました。その他、事後モニタリングについて、経営革新・経営改善先等必要と思われる先においては、事業計画書に基づき、その進捗状況のモニタリングを行いました。	平成16年12月独立行政法人福祉医療機構と老人福祉施設の建設に係る協調融資の覚書を締結しました。事後モニタリングについては、経営革新・経営改善先等必要性の認められる企業については企業金融部の審査担当者が同行実査し、進捗状況のモニタリングを行いました。	
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	企業金融塾を入門コース、上級コース、目利き養成コースに発展させ、内容の充実と対象人員の増加を図っていきます。	企業金融塾の「上級コース」プログラムを作成します。	上級コースを実施します。 目利き養成コースプログラムを作成します。	企業金融塾については、14年度下期より第3期(34名)の金融塾を開始し、15年上期7月で終了。その間6回に亘り事例研究等の研修を行い、更に取引先4社への企業訪問による実地研修を行いました。16年9月からは新プログラムを実施しました。	16年9月、新プログラムによる第4期企業金融塾開講(64名)し、上級、目利き養成コースとして再生コース21名、入門コースとして基礎コース33名に分け、4回の講義と1回の企業訪問を行い、実践的な研修を行いました。	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。産学クラスターサポート会議への参画	京都、滋賀南部という大学の集積エリアを営業基盤とする金融機関として産学連携を強化します。	企業金融部に「エソソフイス」を新設します。 龍谷大学レックを含め、6大学センターとの情報交流を開始します。 日本政策投資銀行との連携の強化を検討します。	6大学センターの情報を当金庫の若手経営者サークル「京信・JOC」等に還元するサービスを開始します。	京都商工会議所の「大学シーズ事業化懇談会」に参加。15年11月、各大学の情報収集、具体的な業務に着手するため「エソソフイス」を新設。16年5月、25大学「研究所が」出展、約300企業が参加した「京信産学公「税」交流フォーラム」を開催、約20件の大学との契約となりました。同時期に研究委託費を対象とした融資商品「サーチ」を発売。16年10月「京都ロボットフォーラム」、17年2月「産学公交流フォーラム」を開催しました。外部フォーラムは、16年9月「産学クラスター計画企業経営者トップ金融セミナー」同10月「滋賀ビジネスパートナー2004」、17年2月「京都ビジネスパートナー交流会2005」に出展。16年9月より京都、滋賀の14大学と産学連携提携の覚書を締結。産学クラスターサポート会議」は、9月の金融セミナー参加後も、近畿地区産学クラスターサポート会議ワーキンググループメンバーとして参加しました。自治体の創業支援協力では、「京都府 創援隊交流会」に参加、取引先企業の参加も呼びかけました。近畿経済産業局、京都府、京都市、滋賀県等とその関連機関の産学連携・クラスター担当窓口との情報交換・協力、及び京都、滋賀、大阪、奈良、兵庫の40大学産学連携窓口とのネットワークができ、企業の技術相談、大学発ベンチャーの起業支援についての協力体制が整いました。顧客への情報還元では、「京信JOC」ビジネスマッチング掲示板、金庫内ビジネスマッチング掲示板において、大学等の情報を随時掲示しました。	16年10月「京都ロボットフォーラム」に9大学2研究所1企業から27研究室が出展し、ものづくり企業約100企業が参加。17年2月「産学公「税」交流フォーラム」に39大学「1研究所が出展、約1000社の企業が参加し約100件の大学への相談が進行中です。外部フォーラムは、16年10月「滋賀ビジネスパートナー2004」、17年2月「京都ビジネスパートナー交流会2005」に出展しました。16年9月から17年3月にかけて京都、滋賀の14大学と産学連携提携の覚書を締結しました。京信・JOCビジネスマッチング掲示板、金庫内ビジネスマッチング掲示板では大学等の情報を随時掲示しお客様へフィードバックしました。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	各政府系金融機関との連携を強化します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	中小企業金融公庫京都支店担当者と新事業支援融資制度「および 事業再生融資制度」等の情報交換会を開催。審査部、企業金融部に、政投銀・中小公庫・商工中金・国金の担当者配置し、情報交換、協調融資等の連携のパイプ役作りをはじめ、中小公庫・国金・商工中金とは業務連携の覚書を締結しました。業務連携に基づき、協調融資の案件で4件協議を行い、内1件は締結に至りました。また中小公庫との連携で、京信第1回CLOを取組みました。	中小公庫との連携により、第1回京信CLOの募集を行い、9億円余の実績となりました。個別の協調融資案件において、国金3件、商工中金1件の持ち込み協議を行い、内国金1件につき締結に至りました。	
(5)中小企業支援センターの活用	企業金融部に「Eソノオフィサー」を新設します。営業エリア内にある12の中小企業支援センターを活用し、創業・新事業支援機能を強化します。	各中小企業支援センターとの定期的な情報交換システムを確立します。	各中小企業支援センターとの連携による創業支援事例を得るようになります。	15年11月、企業金融部に「Eソノオフィサー」2名を配置しました。16年4月、(財)京都産業21が主催する「創隊隊」交流会に参加、1年間プレゼン企業へのアドバイス、及びプレゼン企業の紹介を行いました。16年10月、(財)滋賀県産業支援プラザ主催の「滋賀ビジネスパートナー2004」、17年2月、(財)京都産業21主催の「京都ビジネスパートナー交流会2005」に出展。当金庫の開催した「産学公「税」交流フォーラム」に、京都府・京都市・大津市・草津市が「出展、参加企業に各センターの活動を紹介しました。	12の中小企業支援センター主催のセミナーや講演会に積極的に参加、また各センターと創業支援事例等の情報交換・提携を活発に行い活用しました。16年10月、(財)滋賀県産業支援プラザ主催の「滋賀ビジネスパートナー2004」、17年2月、(財)京都産業21主催の「京都ビジネスパートナー交流会2005」に出展。当金庫開催の「産学公「税」交流フォーラム」に、京都府・京都市・大津市・草津市が「出展、参加企業に各センターの活動を紹介しました。	
2.取引先企業に対する経営相談 支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	取引先企業に対する経営相談支援機能を強化します。京信JOCなどの顧客サークル活動を通じてビジネスマッチング活動などを強化します。最も重要なコンサルティング業務は財務コンサルティング業務であるとの認識で、より質の高い支援業務の提供を目指します。	「京信情報サ・ピシ」による情報提供件数の増加を図っていきます。	「16年度 京信JOC」活動計画にビジネス・マッチング活動を加えるように提案します。中小会社会計基準適用に関するチェック・トの利用を合意できる会計士・税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討します。	16年9月、インターネットを活用したJOC会員対象のビジネス・マッチング掲示板「知恵」による情報交換を開始しました。また金庫内にビジネス・マッチング掲示板を新設し、店舗間のマッチングも展開。「京信産学公「税」交流フォーラム」の開催、各大学「Eソノオフィス」との連携を図りJOC会員の参加呼びかけ、掲示板を使った大学研究の情報の提供を行いました。16年10月、近畿京信連絡協議会との合同研修会を開催し、中小会社会計基準適用に関するチェック・トの利用で合意できる会計士、税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討し、税理士顧問先サポートローン」の商品開発を行いました。17年2月、近畿京信連絡協議会に所属している税理士の顧問先企業を対象とした「京信産学公「税」交流フォーラム」を開催。企業1,000社と39大学・1研究所の大学関係者が参加、企業から約300件の相談が寄せられました。	10月、近畿京信連絡協議会との合同研修会を開催し、中小会社会計基準適用に関するチェック・トの利用で合意できる会計士、税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討し、税理士顧問先サポートローン」の商品開発を行いました。17年2月、近畿京信連絡協議会に所属している税理士の顧問先企業を対象とした「京信産学公「税」交流フォーラム」を開催。企業1,000社と39大学・1研究所の大学関係者が参加、企業から約300件の相談が寄せられました。	
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3-2、3-3及び3-4参照					
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	企業金融塾に「上級コース」を新設します。社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	企業金融塾に「上級コース」を新設し「目利き養成コース」を準備します。	研修受講者の人事情報を整備し計画的な人材育成を図るプログラムを策定しました。また、全信協主催の「企業支援企業再生研究会」に参加し、その成果として「実践！中小企業支援マニュアル」(292ページ)が発表されました。このマニュアルを700冊購入し、各本部・営業店に配布しました。そしてこのマニュアルをテキストとして9月より「基礎コース」と「上級コース」(企業再生コース)を企業金融塾として開講しました。	各コース6回の研修を実施し、基礎コースでは、知識取得に加え、産学連携事例研究も行った。企業訪問及び大学研究室への訪問を行いました。企業再生コースでは、金庫の携わった再生企業の事例研究と当該企業への訪問を行いました。	
(5)地域金融人材育成システム開発プログラム等への協力	同様のプログラムが始まれば協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムについてまだ開始されていません。	同プログラムについてまだ開始されていません。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。『早期事業再生ガイドライン』の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	融資事後モニタリングを強化し、早期再生のための措置を行います。	取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定します。	全取引先を対象とした自動モニタリングシステムの開発、財務制限条項の導入検討、個人保証の見直しを行います。	企業再生ビジネスサポートシステムの導入を検討、平成16年4月より稼働しました。財務制限条項付融資を1件実行しました。自動モニタリングシステムを活用した貸出審査を開始しました。自動モニタリングシステム検証のため、SDB、CRDのスコアリングシステムを導入しました。信用リスク計量化による、個人保証に依存しない新しいプライシングの検討を開始しました。	自動モニタリングシステム検証のため、SDB、CRDのスコアリングシステムを導入しました。信用リスク計量化による、個人保証に依存しない新しいプライシングの検討を開始しました。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	企業再生ファンドの組成の可否を17年3月までに検討します。	企業再生ファンドの組成の可否の検討に着手します。	企業再生ファンドの組成の可否を検討します。	企業再生ファンド組成の検討を行い、事業推進協議会との連携を図ったが、具体化しませんでした。	前期同様、検討を行い事業推進協議会との連携を図ったが、具体化しませんでした。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討します。	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	デット・エクイティ・スワップの取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	DES、DIPファイナンス及びそれに準じる取扱い方法を検討し、融資審査会に報告しましたが、DES、DIPファイナンス共に有効と思われる再生事例はありませんでした。RCCの事業再生スキームにより、DDSを1件実行しました。	DES、DIPファイナンスが有効と考えられる事例はありませんでした。	
(4) 中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の活用	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱い方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加し、企業再生ファンドの活用方法の検討を行い、融資審査会に報告します。	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱い方法を検討し、融資審査会に報告します。	中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の取扱い方法を検討し、融資審査会に報告しましたが、RCC信託機能が有効と考えられる事例はありませんでした。	中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の取扱い方法を検討し、融資審査会に報告しましたが、RCC信託機能が有効と考えられる事例はありませんでした。	
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構の活用方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討し、融資審査会に報告します。	活用方法を検討し、有効な事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用を検討しました。その活用方法を検討し、融資審査会に報告、有効な事例があれば活用する事の了解を得ましたが具体的な再生案件はありませんでした。	産業再生機構の活用を検討しました。その活用方法を検討し、融資審査会に報告、有効な事例があれば活用する事の了解を得ましたが具体的な再生案件はありませんでした。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会に協力し、その機能を活用します。	第一号議案を京都府中小企業再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討します。	平成16年9月までに3件の事案を持ち込むことを目標とします。	当初、再生案件2件を中小企業再生支援協議会に持込みました。1事案についてはそのスキームが受け入れられませんでした。16年12月に実行しました。現在は5件の再生案件を協議中です。	16年12月に中小企業再生支援協議会案件を1件実行しました。現在5件の再生案件を協議中です。	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	研修の活用だけでなく、企業への短期間出向等を行い、ターンアラウンド・スペシャリストを育成します。	再生支援のための短期間出向を開始します。	ターンアラウンド・スペシャリストの認定基準を整備します。	平成15年10月に人材派遣を行い、継続して経営者一体となり企業の課題に取り組んでいます。その為の相手企業との契約書の作成や具体的な職員選考の検討を行いました。研修教育として、経営支援アドバイザー2級検定試験86名合格、企業金融塾企業再生コース21名卒業、また企業再生コンサルティング会社に5名派遣を行いました。	チャレンジ研修として、若手職員5名を東京の企業再生コンサルティング会社へ1週間派遣を行いました。また、銀行業務検定試験の経営支援アドバイザー2級に86名が合格しました。研修参加や外部資格取得をベースにターンアラウンド・スペシャリスト認定基準の整備をすすめました。	



項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	中小企業に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用したスコアリングシステムを確立します。 代表者保証の運用適正化を検討します。	大口取引先のローンレビュールールを整備し、融資審査会に報告します。	大口取引先に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用した、スコアリングシステムを確立します。	ローンレビュールールについて方法・回数・時期等を検討した結果、大口取引先（融資残高10億円以上）の先については、四半期毎に融資審査会に報告することとし、15年度下期より実施しました。加えて大口貸出先上位20社については、経営会議資産査定委員会に個別の動向を報告しています。また、残高基準に加えて、未保全額、EL（予想損失）を基準とした上位20社の動向を報告することを確認しています。信用リスクデータベースによるスコアリングシステムを利用したスピードローンの取扱いを開始しました。 平成16年度下期より上記大口上位20社について、未保全額、EL基準による抽出を追加しました。 また16年12月より貸出金協議の際にスコアリングシステムを活用する目的で、当庫のスコアリングシステムの還元資料である「顧客カルテ」を利用することとしました。スコアリングシステムの精度を高めるため、平成17年度よりCRDによるスコアリングシステムを導入する準備にはいりました。	平成16年度下期より大口上位20社の抽出基準を金額、未保全額、EL額を基準としたローンレビューを実施しました。 12月よりスコアリングシステム活用のため、貸出協議に「顧客カルテ」を利用することとしました。	
(3)証券化等の取組み	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化の検討を行っていますが、具体化まで至っていません。 平成16年12月、中小企業金融公庫の地域CLOに参加し、平成17年3月に54社で905百万円を実行しました。	平成16年12月、中小企業金融公庫の地域CLOに参加し、平成17年3月に54社で905百万円を実行しました。	
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」をベースに、取引条件を債務者有利なものとするプログラムを新設いたします。	新プログラムの検討を行います。	新プログラムを新設し適用していきます。	取引先税理士とチェックリストの活用方法を検討し、税理士会との連携を密にすることでチェックリストの内容精査をより念入りに行いました。 そして17年1月より当該チェックリストを活用した「税理士顧問先サポートローン」の取扱を開始しました。	17年1月より中小会社会計基準適用に関するチェックリストを活用した「税理士顧問先サポートローン」の取扱を開始しました。	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	取引先の財務データ、取引データ、倒産データをデータ化し将来の倒産確率、貸倒れ予想額を計算しスコアリングを行います。	データベースを整備し、スコアリングシステムを完成させます。	スコアリングシステムを活用し、適正金利水準や収益状況の把握、審査の効率化を図ります。	信用リスクデータベースを整備・構築したスコアリングシステムの構築を行い、無担保・第三者保証不要のスピードローン「サツ」の取扱いを9月から開始しました。スコアリングシステムにより「受付から2営業日までに融資の可否連絡を迅速な審査態勢を可能にしました。経営支援貸出認定に基準金利（適正金利水準）を用いた自己査定を実施しました。 信用リスクデータベースについては、平成16年10月にSDB（信金データベース）に加入しました。 平成17年3月よりCRDに加入し、これまで構築してきた当庫のデータベースと併せてより精度の高いスコアリングシステムの構築を図っています。	平成16年10月に信用金庫業界の信用リスクデータベースである「SDB」に加入しました。 平成17年3月には、信用リスクデータベースである「CRD」に加入しました。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
5.顧客への説明態勢の整備、相談 苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	既存先も新約定書で変更契約を締結します。 他の債権書類は内容の説明を受けた確認署名欄のある書式に変更していきます。	各種書類について書式改定等を検討します。	書式改訂等の実施を予定しております。	説明責任については、営業店に徹底し実施しています。民法改正による保証制度の変更にあわせ、保証に関する契約書を全面改訂しました。 与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を制定し、契約内容の説明と、控えの交付を明文化しました。	民法改正による保証制度の変更にあわせ帳票を改訂しました。 与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を制定し、契約内容の説明と、控えの交付を明文化しました。	債務者、保証人、担保提供者等に対し契約内容に従い、様々な融資条件を説明の上、借入 保証 (担保提供) 意思を確認しています。
(2)地域金融円滑化会議の設置・開催	会議 研修等で他行庫の事例等を紹介し、当金庫の業務に活かしていきます。	同会議へ積極的に参加し、業務に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	第1回会議 (15.06.24)、第2回会議 (15.08.25) にコンプライアンス部長と審査課長、第3回会議 (15.11.26) にコンプライアンス部長と課長、第4回会議 (16.02.26) には審査部長とコンプライアンス課長、第5回会議 (16.05.27) はコンプライアンス課長と審査課長、第6回会議 (16.08.30) 第7回会議 (16.11.24) は法務部長と審査課長、第8回 (17.02.25) は法務部長が参加し、各行庫と説明態勢の整備、相談 苦情処理対応等の情報・意見交換し関係業務の遂行に活かしました。	第7回会議 (16.11.24) は法務部長と審査課長、第8回会議 (17.02.25) は法務部長が参加し、苦情発生状況や対応状況について他行庫と情報・意見交換し、内容について関連各部に徹底し、関係業務に活かしました。	
(3)相談 苦情処理体制の強化	本部関係部署から苦情に基づく徹底 改善を図ります。 会議 研修を行い予防 再発防止に努めます。	苦情に基づく全店への徹底 改善と結果報告により再発防止を図ります。 会議 研修等で苦情に基づく研修 徹底を行い予防 再発防止に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	関係部署から全部室店に苦情事例に基づき再発防止策を徹底しました。またコンプライアンス部 (平成16年7月より法務部及びお客様相談室) では、支店長研修、コンプライアンス・オフィサー会議等で苦情事例に基づく再発防止策を徹底しました。従来のコンプライアンス部から相談 苦情処理に専任化した業務部お客様相談室の設置により 相談 苦情処理体制の強化を図りました。具体的には苦情事例の研修、本部各部署への改善要請、営業店への内容徹底等の対応により強化を図りました。	相談 苦情処理機能としては事例研修、本部各部署への改善要請、営業店への内容徹底等の対応により強化を図りました。	顧客との良好な信頼関係を維持 向上することを第一とし、苦情事例を分析 検証することにより再発防止はもとより サービス向上 商品開発業務等に活かしていきます。
6.進捗状況の公表	半期ごとの内容について、ホームページ等で公表します。	15年度上期の進捗状況を公表します。	15年度下期及び16年度上期の進捗状況を公表します。	公表の方法は、ホームページを活用し、お客様が理解しやすいような工夫を心掛け、半期毎に公表しています。	平成16年9月の進捗状況について、ホームページで公表しました。17年3月までの進捗状況について、ホームページ上で公表する準備を進めました。	
<b>【以下任意】</b>						
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)適切な自己査定及び償却 引当の実施	法令等が変更された場合には、必要に応じて自己査定及び償却 引当の方法の適正化を実施します。	必要に応じて行います。	必要に応じて行います。	自己査定については金融庁新事務ガイドライン (H16年5月以降は中小 地域金融機関向けの総合的な監督指針) の一部変更を取り入れ、変更しました。償却 引当についても適切な処理を実施し、ディスクロージャー誌に反映させました。	自己査定及び償却 引当については適切に処理し、その結果をディスクロージャー誌に反映させました。	
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	売買事例データの収集とデータの正確な分析に努め、担保評価方法の合理性を維持します。	データの収集及び正確な分析により 評価の合理性を検証します。	データの収集及び正確な分析により 評価の合理性を検証します。	単純平均による路線価倍率、加重平均による路線価倍率の検証を実施。競売事例を含み、鑑定評価と売買価格 路線価比較の倍率から処分実績からも評価制度の検証を実施しました。また従来の取引事例に加えて京都地方裁判所の競売事例 (約350件) を収集し、担保評価の合理性を検証しました。	単純平均による路線価倍率、加重平均による路線価倍率の検証を実施。競売事例を含み、鑑定評価と売買価格 路線価比較の倍率から処分実績からも評価制度の検証を実施しました。また従来の取引事例に加えて京都地方裁判所の競売事例 (約350件) を収集し、担保評価の合理性を検証しました。	
(1)金融再生法開示債権の保全状況の開示				従来より本決算のディスクロージャー誌には開示していましたが、昨年度からは中間決算 (平成15年9月期及び平成16年9月期) 及び四半期決算 (平成16年12月期) においても開示しました。	平成16年9月期及び平成16年12月期のディスクロージャー誌においても開示しました。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータベースを整備し、内部格付制度を改善したのち、金利設定基準を新たに定めていきます。	新格付制度の導入を検討します。	新格付制度を導入し、新金利設定基準の検討を行います。	取引先の財務状況等に応じた個社別の予想倒産確率をデータとして保有、整備済み。予想倒産確率計算システムを格付作業時に参照して利用方法の検討を行いました。新格付制度及び新金利設定基準について、16年度下期に細部にわたる分析、検討を実施し、17年度から導入します。	新格付制度及び新金利設定基準について、16年度下期に細部にわたる分析、検討を実施し、17年度から導入します。	
3.ガバナンスの強化						
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	全信協での検討結果を踏まえ、全信協が定める情報開示の任意項目について検討します。	全信協が取りまとめた情報開示の必須項目をもとに総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法を検討します。	16年3月ディスクロージャー誌に掲載し、その内容に対するヒアリング等実施し、協同組織運営、総代会制度等の理解状況を把握するよう努めていきます。	ディスクロージャー誌にて総代会の仕組みや総代の選考方法を解りやすく開示しました。総代、一般会員で構成する「企業家クラブ」等にてディスクロージャー誌の内容についての説明を行い、ヒアリングを行いました。	総代、一般会員で構成する「企業家クラブ」等にて決算、仮決算ディスクロージャー誌等の内容についての説明を行い、ヒアリングを行いました。	
4.地域貢献に関する情報開示等						
(1)地域貢献に関する情報開示	全信協から示される情報開示の方針を受け、業務、とりわけ融資業務について地域貢献の実状を分かりやすく開示します。	15年11月中に情報開示をするための手法等の検討を行います。	16年3月末ディスクロージャー誌で詳細マネーフロー図とその解説を示し、地域貢献の実状を開示します。	平成14年度、平成15年度の地域貢献に関する情報開示をホームページ等で行いました。	平成16年度の地域貢献に関する情報開示をディスクロージャー誌で公開する準備をすすめました。	



中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<p>再生支援機能を強化するために担当者の研修に注力します。</p> <p>再生支援先の経営者、経営者の家族、幹部社員、担当税理士などとの協議を主体に再生計画を作成し、必要に応じて政府系金融機関や中小企業再生支援協議会、RCCなどと協議します。</p>
スケジュール	15年度	<p>管理部企業再生支援課の担当者を再生セミナーなどに参加させます。</p> <p>不良貸出先全先の再生可能性を検討します。</p> <p>取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定活用します。</p>
	16年度	<p>15年度各施策を継続実施します。</p> <p>平成15年度の再生支援取組み状況(担当組織、再生支援取組み先数、債務者区分ランクアップ先数)を公表します。</p>
備考(計画の詳細)		<p>平成14年12月審査部に設置したプロジェクトチームを15年4月に管理部に「企業再生支援課」として昇格させ人員を増強します。</p> <p>事業再生支援対象先を拡大し貸出金の健全化、不良債権の発生防止の取組みを強化します。</p> <p>金庫内研修、外部派遣研修等による人材の育成、再支援スキルの向上に努めます。</p>
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<p>審査部に設置したプロジェクトチームを15年4月に管理部に「企業再生支援課」として昇格させ人員を5名増員し9名態勢に拡充しました。</p> <p>積極的な事業再生支援を実施すべく1,300社余のバランスシートを検証し対象先の拡大を図りました。</p> <p>経営指導・事業再生の人材育成とスキル向上に向けて金庫内研修・外部研修への派遣を実施しました。</p> <p>16年度の営業店業績評価に事業再生支援の取組状況を評価項目に組入れる事を決定しました。</p>
	16年4月～17年3月	<p>企業再生に携わる人材育成、スキル向上のため、再生支援担当者を研修会に派遣しました。</p> <p>また若手職員を中心とした「企業金融塾」に「再生支援コース」を設け、スキル向上に努めました。</p>

	<p>(2)経営改善支援の取組み状況(注)</p> <p>15年4月～17年3月</p>	<p>基本方針</p> <p>当金庫経営理念のもと、取引先の経営改善に積極的支援するとともに貸出資産の健全化を図ります。</p> <p>取組み内容</p> <p>本部「管理部企業再生支援課」による事業再生支援対象先を91企業としました。営業店での活動として、「企業再生ビジネスサポートシステム」導入により財務内容の改善等のサポートを実施しました。</p> <p>経営改善計画書の策定及び実践にかかるサポートを実施しました。</p> <p>支援先の改善内容</p> <p>企業診断の実施によって自社実態の客観的把握・改善意識の高揚が実現しました。大半の企業が「経営改善計画書」による着実な経営改善を実施しています。ランクアップに企業再生支援課が関与し、実現したのは平成15年度41先、平成16年度は53先でした。</p> <p>課題</p> <p>サポートサイド(金庫)の更なるスキルの向上が急務であると考えています。取引先・担当税理士・コンサルティング会社・金庫が一体となった経営改善への取組みが必要であると考え、当庫の税理士会の各部会の会員の税理士の方々と、再生に関する事例研修会を実施し、顧問先の経営改善に関する指導に取組みました。</p>
	<p>16年4月～17年3月</p>	<p>基本方針</p> <p>上期同様のスタンスで取組みました。</p> <p>取組み内容</p> <p>「管理部企業再生支援課」による事業再生支援対象先を、91企業から16年度は226企業へ拡大しました。また前期同様「企業再生ビジネスサポートシステム」導入により財務内容の改善等のサポートを実施し、また「経営改善計画書」の策定及び実践にかかるサポートも行いました。その他SWOT分析やバランススコアカードの活用を検討しました。</p> <p>支援先の改善内容</p> <p>前期に引続き企業診断や「経営改善計画書」の策定に関与、再生支援企業の更なる改善意識の高揚に努めた結果、その効果は表れました。ランクアップにも積極的に関与し53先の成果となりました。</p> <p>課題</p> <p>サポートサイド(金庫)の更なるスキルの向上が急務であると考えています。その為、引き続き企業金融塾等の内部研修や外部研修についても積極的に活用していくものです。</p>

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

## 経営改善支援の取組み実績

京都信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	14,558	45		12	
要注意先	うちその他要注意先	2,283	87	25	47
	うち要管理先	938	85	45	20
破綻懸念先	327	34	15	12	
実質破綻先	330	1	0	1	
破綻先	268	2	0	2	
合計	18,704	254	85	94	

## 注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理

債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・ には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は に含めるもの に含めない。

期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は に含める。

期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。

期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・ には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。

みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

## 経営改善支援の取組み実績

京都信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	14,431	4		3	
要注意先	うちその他要注意先	2,790	154	36	109
	うち要管理先	262	41	11	24
破綻懸念先	308	20	5	12	
実質破綻先	289	2	0	2	
破綻先	191	5	1	4	
合計	18,271	226	53	154	

〔注〕 期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理

債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めない。

・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に

上昇した場合は には含める。

・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。

・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。